

会 務 月 報

第345号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第5回業務・技術委員会議事概要

日 時 平成23年10月26日（水）14:00～17:05

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：田端 隆 副委員長：荻原幸雄

委 員 遠藤昭五、富田正行、姉川博則、伊藤光洋、宮脇弘明

担当副会長 八島英孝 （欠席 委員：新井典夫）

日事連事務局：高津、北野、恩田、吉田、鈴木、千浜

{配付資料}

（社）日本ガス石油機器工業会提出資料

資料1：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告

資料2：建築構造基準委員会関係資料

資料3：「事務所ビルの長寿命化に対する意識調査」結果報告書

資料4：地球温暖化対策アクションプラン策定特別調査委員会報告

資料5：日本建築構造技術者協会（JSCA）の契約約款

資料6：（仮称）建築物の構造関係技術基準解説書の改訂について

資料7：高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準関係資料

資料8：平成23年度業務・技術に関する上半期事業報告（案）

資料9：建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

資料10：重要事項伝達等説明マニュアルのDVD作成について（九州・沖縄ブロック協議会提案）

議事

1. （社）日本ガス石油機器工業会からの説明

2011-12 日事連会務月報

○潜熱回収型ガス給湯器に切り替える「エコジョーズ化宣言2013」について

- ・（社）日本ガス石油機器工業会・尾身氏が特別出席し、政府目標のCO2排出量削減に向けて、2013年3月までにガス給湯器をエコジョーズ（高効率型ガス給湯器）に切り替えていくことについて説明を受けた。

2. 報告事項

（1）新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況について

- ・本会で設置する新法制度検討WGにおいて現在検討している（仮称）建築士事務所法について、同WGの主査である岡本氏が特別出席し資料1に基づき経過報告がなされた。

なお、（仮称）建築士事務所法は、日事連の5つの常置委員会に経過報告を行い、意見を聞くことにしている。

- ・WGで検討すべき事項はある程度の体系（たたき台）まで作成できたが、WG以外の日事連の実務に携わっている会員にも意見を聞いて、反映すべきところは取り込むことで進めていきたいと考えている。

- ・以下の意見等がだされた。

①設計・施工を明確に分離して考えない限り、設計事務所の業務が確立しないと思われる。

②専業と兼業それぞれ良し悪しがある。消費者の選択の自由の権限もあるので分離するのは難しい。

③施工会社が建築士事務所登録をしている場合、現場で施工会社として相手方と話し合っ作業を進めるものと建築士事務所として進めるものがあるので、それぞれの立場を明確にして一般の人にもわかりやすいものに必要がある。

④建賠保険は入ることを義務化しないと前へ進まない。

- ・常置委員会の意見等については、新法制度検討WGへ報告し検討することとする。

（2）建築構造基準委員会の検討状況について

- ・建築構造基準委員会に出席している田端委員長より検討状況について資料2に基づき説明がなされた。

- ・東日本大震災を踏まえた津波避難ビルに係る構造上の暫定指針

のあらましが12月末までにだされる模様である。

(3) 「事務所ビルの長寿命化に対する意識調査」の結果報告について

・平成23年1月～3月にかけて実施された賃貸事務所ビルの建物の寿命に対する意識調査について、BELCAにおいて報告書がまとまったため、意識調査実施委員会に出席していた荻原副委員長より資料3に基づき報告がなされた。

(4) 地球温暖化対策アクションプラン策定特別調査委員会の検討状況について

・昨年作成された地球温暖化対策の提言書に基づいて、それを実行させるための具体的な活動は模索中であるが、今後シンポジウムを企画すること等に取り組んでいくことについて、特別調査委員会に出席している八島担当副会長より資料4により報告がなされた。

(5) 日本建築構造技術者協会(JSCA)の契約約款について

・JSCAの契約書類の中で、契約約款の第9条(瑕疵担保責任)の損害賠償の請求期間が工事完成引渡後2年以内のみ書かれているが、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書の契約約款第23条(成果物の瑕疵に対する乙の責任)に規定されている10年の保証が明確になされていないため、構造事務所と紛争になる可能性もあり問題である旨、荻原副委員長より資料5に基づき説明がなされた。

・四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書の契約約款との整合性について、田端委員長がJSCAの会員でもあるため確認してみることとする。当委員会はその結果を受けて対応を判断することとした。

(6) 建築物の構造関係技術基準解説書編集委員会の委員について

・L建研並びに(財)日本建築防災協会(事務局)より「建築物の構造関係技術基準解説書」を改訂すること、また改訂のための編集委員会を10月に発足する旨、事務局が説明を受け、日事連からの編集委員には本会構造技術専門委員会の西委員長を推薦したことを資料6に基づき事後報告した。

・具体の改訂作業はWGにおいて行われ、大幅な構成変更はせず

1年以内に改訂される予定である。

(7) 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改訂について

・国土交通省で5年おきに改訂されている「高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、その改訂時期になるため、改訂検討委員会を11月に設置して作業を進める旨、国土交通省建築指導課並びに市浦ハウジング&プランニング(事務局)より事務局が説明を受け、日事連から改訂検討委員会の委員を推薦してほしい旨、説明を受けた(資料7)。

・委員の推薦について検討した結果、当委員会の荻原副委員長を推薦することとした。

・市浦ハウジング&プランニング(事務局)より改訂に向けての事前ヒアリング項目がきており、設計時で苦慮している点、内容の明確化、充実を図る点等があれば各項目に回答し日事連事務局宛11月1日(火)までに提出してもらうこととした。

荻原副委員長がとりまとめ、委員会事務局である市浦ハウジング&プランニングへ提出することとした。

3. 協議事項

(1) 平成23年度上半期事業報告について

・事務局においてとりまとめた業務・技術に関する上半期事業報告について、当委員会において確認し、これを承認した(資料8)。

(2) 建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等について

・建賠の会員と非会員の加入者の差別化、会員の補償の拡充、事故割増率の緩和等と加入促進パンフレットの作成について、八島建賠保険等調査専門委員長及び事務局より資料9に基づき説明がなされた。

・検討内容について協議の結果、今後資料9の改善内容で進めていくことを了承した。

(3) 業務報酬算定ソフトの作成について

・業務報酬算定ソフトの作成について、関東ブロック協議会において提案がなされ、その趣旨について荻原副委員長より説明がなされた。

- ・単位会の算定ソフト作成の情報収集等をして、状況によっては日事連で作成する方法もあるが独占禁止法に抵触する可能性もあるので作成については慎重に検討する必要がある。
- ・単位会で算定ソフトを作っているならば、日事連がそれを他の単位会へ紹介、推奨する方法もある。
- ・協議の結果、先ず単位会の算定ソフトの有無の実態を把握するための情報収集を目的として、単位会へ文書で返答してもらうことにする。

確認する内容として、算定ソフトがある場合は、技術者の単価の設定をどのようにしているか、有償か無償か、また全国の単位会へ情報提供が可能か等を尋ねることとする。

(4) 九州・沖縄ブロック協議会からの重要事項伝達等説明マニュアルのDVD作成の提案について

- ・「重要事項説明等」及び「書面の交付」の内容・方法等をマニュアルモデルにしたDVD作成の依頼が文書で提出されていることについて、八島担当副会長より資料10に基づき説明がなされた。
- ・ドラマ化したDVDを作成するとなると文字や画像だけのDVDに比べて制作費用がかかる、製作期間が短期間ではできない、相手先(施主)やシチュエーションによって異なる重要事項の説明方法をどのように表現するかなど、難しい問題が多い。また、他のブロックでは特に重要事項説明について問題が発生していないこと、九州・沖縄ブロックにおいて具体的にどのようなことで困っているのかがいまひとつ不明確であるという点も指摘された。
- ・四会推奨「重要事項説明のポイント」の冊子を作成した際、単位会での講習会実施をサポートするために、パワーポイントを使った講師講習会を実施したが、九州・沖縄ブロックでは福岡会以外はこの講師講習会に参加していない。当時、パワーポイントの資料も全単位会へ送付してあるので、まずは単位会またはブロックにおいて講習会を実施することが先決と思われる。
- ・協議の結果、前述の講習会を福岡会以外には開催していないので、まずは「重要事項説明のポイント」講習会実施の提案を八島担当副会長から九州・沖縄ブロック協議会に対しておこない、同

協議会において協議してもらい、その結果を次回委員会へ報告し対応を判断することとした。

次回委員会

平成24年1月26日(木) 14:00～16:30

■第6回指導運営委員会議事概要

日 時 平成23年11月9日(水) 14:30～17:10

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：中野満 副委員長：上原伸一

委 員：小町屋一則、飯窪功児、西川英治、前川浩二、西田功、新垣昇盛

担当副会長：山下卓治

特別出席：岡本賢（新法制度検討ワーキンググループ主査）

事務局：高津、北野、恩田、吉田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告

資料2 平成23年度上半期 事業報告（案）

資料3 平成23年度上半期苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

資料4 苦情の解決業務研修会 各ブロックの開催状況

資料5 苦情の解決業務実施状況（平成22年度のデータに基づいた叩き台）

配布資料 苦情の解決業務の事例集（平成22年度下半期）

配布資料 専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会（第1回）

議事1. 新法制度検討WGにおける建築士事務所法の検討状況について

設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について、資料1に基づき新法制度検討WGの岡本主査より説明がなされた。罰則規程の有無や、建築士事務所の名称変更に伴う看板の差替えの必要性などの質問が出された。

建築士事務所法についてはなるべく多くの意見が欲しいので、意見がある場合は各委員あるいは単位会ごとに取りまとめて年内くらいを目途にメール等で事務局へ提出して欲しい旨の説明

があった。

また、以前協力依頼がなされた建築士事務所法の制定を目指す上で重要となる建築士事務所無登録業者に対するトラブル事例の集まりが未だ少ないため、さらなる事例収集の協力依頼がなされた。

議事2．平成23年度上半期事業報告について

平成23年度上半期事業報告（案）について、資料2に基づき事務局から説明がなされ、各委員において確認し、これを了承した。

議事3．平成23年度上半期苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）のとりまとめについて

平成23年度上半期苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料3に基づき事務局から説明がなされた。今期は8単位会から16案件が提出されているが、協議の結果、そのうち1案件を建築士事務所の業務に対する苦情の解決業務には当たらないと判断し、対象外とした。

個別レポートの修正は、1単位会分を1人の委員が担当することとし、12月10日までに修正したものを日事連事務局までメールで送付することとした。また、詳細等がわからない案件については、担当委員が直接単位会へ確認することとした。各委員が担当する単位会については以下の通り。

担当委員名：単位会名

中 野：沖 縄 会

上 原：滋 賀 会

小町屋：岩 手 会

飯 窪：宮 城 会

西 川：千 葉 会

前 川：神奈川会

西 田：新 潟 会

新 垣：富 山 会

議事4．苦情の解決業務研修会の報告について

苦情の解決業務研修会の各ブロックにおける開催状況について、資料4に基づき研修会で講師を担当した委員から報告がなされた。

九州・沖縄ブロックの研修会では、相談者面談で申出人からの希望で現地調査を行うことになった場合の調査費用を、ブロック内で統一したいという意見が出され、検討することとした旨が報告された。

議事5．年次レポートの作成について

苦情の解決業務実施状況（平成22年度のデータを基にした叩き台）について、資料5に基づき事務局から説明がなされた。

グラフは1年間だけの表示ではなく、3年間の推移にするとより分かりやすい等の意見が出され、その方向で修正することとした。

その他 専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会について

中野委員長による配布資料の専門訴訟事件等の特殊事件のための研究会（第1回）に基づき中野委員長より説明がなされた。

建築業界の訴訟問題について等、意見交換がなされた。

次回委員会

平成24年2月8日（水）14：00～16：00

■平成23年11月常任理事会議事概要

1．日 時

平成23年11月16日（水）13：30～16：30

2．会 場 日事連会議室

3．常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 15名

出席者数 15名

4．出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 外木場久雄、八島英孝、山田美光、野呂敏秋、
神崎 貢、山下卓治

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 上野浩也、大内達史、田端 隆、富岡 学、
中野 満、西村 武

事務局 恩田利昭事務局長、戸谷泰子広報・渉外担当課長、
鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、
吉田 茂調査役

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、山田美光副会長、田端 隆常任理事

6. 議事進行役

山田美光副会長

7. 議事

(1) 協議事項

1) 平成23年度上半期事業報告及び収支報告について

事務局より、資料1-1及び資料1-2によって平成23年度上半期の事業報告及び一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の概要説明がなされた。

上半期の事業は、建築士法に規定された団体としての事業や改正建築基準法、改正建築士法等の円滑な施行に向けての活動を引き続き行うとともに、東日本大震災後の復旧、復興への対応や様々な課題に単位会及び関係団体と連携し、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼性の向上を図るため、各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成23年度上半期事業報告及び収支報告は、11月14日の総務・財務委員会で検討を行った。また、11月11日の監査会では特段の指摘事項はなかった。

協議の結果、平成23年度上半期事業報告及び収支報告を資料1-1及び資料1-2のとおり、12月通常理事会に報告することとした。

2) 一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

大内総務・財務委員長及び事務局から一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について資料2により、次の趣旨の説明がなされた。

日事連は平成22年12月6日の理事会で一般社団法人への移行を決めた。一般社団法人への移行要件として、公益目的支出計画を作成する必要がある。日事連では、収入を伴

わない事業を公益目的事業として公益目的支出計画(案)を作成した。公益目的事業では、①新規事業として、建築復興支援センター事業を、②継続事業(従来から行っている事業)として、1. 苦情解決事業、2. 建築士事務所全国大会事業、3. 日事連建築賞事業、4. 内外の関係団体との協力事業、5. 調査研究事業、6. 国、地方公共団体等への要望事業、7. キャンペーン・広報・ホームページ事業をあげた。

これらの事業にあてる公益目的財産額は、平成22年度決算をベースにすると約5億3,820万円(平成22年度末の貸借対照表正味財産額+引当金(事務所移転、周年記念、財政安定)一退職給付引当資産一時価評価資産の帳簿価額と時価の差額)が見込まれる。公益目的支出計画では、平成23年度予算をベースにすると、その実施期間は3年間が見込まれる。

(なお、公益目的支出計画は、計算上、公益目的財産額から公益目的事業費を差し引いていくものであり、法人の純資産額を減らすことを求められているものではない。)

協議の結果、一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等を資料2のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

3) 一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について

大内総務・財務委員長から一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について資料3により、次の趣旨の説明がなされた。

一般社団法人移行申請に伴う定款変更については、12月5日に開催する臨時総会で議案として承認を得る内容である。

定款変更案は総務・財務委員会等で検討を行い、理事会に報告後、平成23年6月の全国会長会議で中間報告として報告した。定款変更案は、現行の定款を生かしつつ、内閣府作成の『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』を参考として作成したものである。

その後、内閣府公益認定等委員会事務局等との窓口相談を経て、資料3の定款変更案としたものであるが、窓口相談で

の指摘事項は移行認可を保証するものではないこと、また日事連が平成24年4月1日の移行登記を目途にしていることについては、平成23年12月の申請では間に合わないと思われる旨の説明を受けた。また、平成23年12月に申請して、平成24年4月1日の移行の認可が間に合わない場合は、例えば平成25年4月1日の移行認可等、認可時期は団体の意向によって調整が可能である旨の説明を受けた。これらのことを踏まえ、一般社団法人移行申請に伴う定款変更を行おうとするものである。なお、付帯事項として、内閣府公益認定等委員会へ認可申請を行った際の定款変更に係る指摘事項等が生じた場合の内容修正は会長に一任すること及び平成23年12月に行う内閣府公益認定等委員会への認可申請で、平成24年4月1日の移行登記が間に合わない場合は、平成25年4月1日の移行登記に変更することを記載した。

協議の結果、一般社団法人移行申請に伴う定款変更等について資料3のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

4) 平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

大内総務・財務委員長及び事務局より、事前に総務・財務委員会に諮った平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法（案）について、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

この資料は、平成21年12月1日に開催した全国会長会議申し合わせ事項の資料を基にして平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法に合わせて年月日等の変更を行った資料である。平成23年12月5日に開催する全国会長会議で申し合わせ事項として決定し、平成24・25年度役員候補者の推薦手順と選任方法を進めていく予定である。

これに関連して、上野常任理事から資料4の「Ⅱ. 平成24・25年度の役員候補者の推薦手順と選任方法について」では、ブロックによっては会長候補者を選出した場合、定員の関係で副会長及び常任理事を各1名選出できない場合があ

り、原案の記載内容では誤解されとの指摘があった。協議の結果、副会長候補者数及び常任理事候補者数は、定款に合わせた員数表現に修正する（副会長候補者は6名、→副会長候補者は6名以内、に修正、常任理事候補者は6名、→常任理事候補者は6名以内、に修正する等の修正が必要な箇所を一部修正した。）こととし、これを12月5日に開催する全国会長会議に提案することとした。

なお、この修正は平成24年度の役員改選に係る緊急避難的措置とし、平成26年度の役員改選時期に合わせて理事候補者の推薦手順等については、今後総務・財務委員会で検討することとした。

5) 建築士定期講習の講習受講手数料に関する基本合意事項について

上野教育・情報委員長及び専務理事より、「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

「建築士定期講習」の受講料について、民間登録講習機関と競争し得る価格としていく必要があると考え、昨年12月には、建築技術教育普及センター（建築教育センター）より、受講料の減額の見直し案について提案があったが、成案には至らず、平成23年度からの受講料見直しは見送られた。しかしながら、受講料の見直しは必須との考えから、2月の常任理事会等で協議の結果、平成24年度からの受講料の見直しに向け、受講料減額分を関係三者（単位会、日事連、センター）が公平に負担することを前提に検討を進めていく基本方針が決定した。

日事連では、関係三者（単位（士）会、連合会、センター）の負担割合を修正した見直し案を作成し、8月2日に建築教育センター及び士会連との打合せで提示した。その後、8月22日付で、建築教育センターより、会場費の実効的な削減が図られることを条件に、日事連の提案を基本的に了承する旨の回答がなされた。さらに、9月8日及び10月31日には、三者間（建築教育センター、士会連、日事連）の役員レベルによる意見交換がなされ、受講料収入の配分を一律に削

減するものの、会場費は一定額を確保し、従来どおり建築教育センターが負担するという受講料見直しに向けた基本的な考え方について三者で確認し、今後、各連合会で機関決定の上、本年12月中旬には三者間で合意書の締結を行うこととしている。平成24年度からの受講料見直しの基本合意事項は、次のとおりである。

①平成24年度から平成26年度の建築士定期講習の受講手数料を12,286円（税込12,900円）とする。

②講習受講手数料の変更に伴う業務委託経費は、以下のとおりとする。（税抜）

1）士会連及び日事連 560円/人

2）建築士会及び建築士事務所協会 5,176円/人

③特記事項等

1）会場費負担のルール

これまでと同様な考え方とするが、会場費全体の抑制を図るため、講習実施計画の策定にあたり、単位会、連合会、建築教育センターが連携し、適切な会場確保に努めることとする。なお、この結果、今後、会場費の削減が図られた場合は、将来において、この配分案を再度協議するものとする。

2）受講手数料の再協議

本受講手数料改定については、受講者数が現行程度で維持される前提に立つものであり、今後、受講者数の大幅な増減があった場合は、再度協議するものとする。

協議の結果、平成24年度からの建築士定期講習の講習受講手数料に関する基本合意事項について資料5のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

6）管理建築士講習実施方針の見直しについて

上野教育・情報委員長及び事務局より、平成24年度からの管理建築士講習実施方針の見直しについて資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度以降の管理建築士講習の実施については、先に建築教育センターより、本年11月27日後の受講者数が大幅に減少するため、管理建築士講習の実施方法について大幅な見直しが必要であるとして、実施方針の見直し案（見直し案）が

提示された。

教育・情報委員会では、日事連としての平成24年度以降の同講習の実施方針を決めるにあたり、単位会に対し見直し案に対する意向の調査（アンケート調査）を行った。その調査結果を踏まえ教育・情報委員会は、日事連及び単位会は平成24年度以降も管理建築士講習に関わっていくこととし、実施については概ね次のこととした。

（1）講習の実施方法について

①アンケート調査では、「ブロック協議会で調整の上、実施方法を決定したい」が30単位会を占めていることに鑑み、各ブロック協議会で資料6の実施方法等を検討・調整する。

②講習は原則として小規模のDVDを用いた講習とする。なお、東京、大阪については、規模を勘案し、講師対面講習とする。

③講習実施方法の検討にあたっては、民間登録講習機関が講習を行わない場合には、極力、当該単位会にて講習を実施するとともに、地方行政の意向も確認し、十分な配慮を行う。

（2）受講料収入の配分についてアンケート調査の結果では、「現行の配分ルールが望ましい」が28単位会もあることから、そうした意向等を十分に踏まえ、平成24年1月末を目途に、本会と建築教育センターとの間で交渉を行うこととしたい。なお、平成24年度からの講習開始に間に合わせるため、具体的な配分方法については、教育・情報委員長に一任いただきたい。

これに関連して、会長から講習の実施方法については、建築士事務所協会が建築士事務所登録を行っていくなか、管理建築士講習はその要件に係る重要な講習なので、可能な限り各県の建築士事務所協会が受講機会の確保に努めていただきたい旨の意見があった。

協議の結果、平成24年度からの管理建築士講習実施方針の見直し方針については資料6のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

7) 平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について

大内総務・財務委員長及び事務局から平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について資料7により、次の趣旨の説明がなされた。

平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度については、昨年の12月理事会で平成22年度及び平成24年度に改善措置を行い、平成24年度は新規・更新登録を行うこととした。なお、平成26年度の新規・更新登録の実施については、平成24年度の新規・更新登録者数の状況により判断することとした。本年9月の理事会で、平成24年度に向けて適合証明業務の適正化を念頭に適合証明登録制度の見直しを住宅金融支援機構（支援機構）と検討を進めている状況の説明を行い、その後も継続して住宅金融支援機構と協議を進めてきた。

この協議において、本連合会からの確認事項を提示したところ、支援機構より次の趣旨の見解が示された。資料7は、確認事項についての支援機構の見解を改定事項の比較表としてまとめたものである。

- ①講習会の実施方法については、開催地、講義方法（基本はDVD、主要都市については講師対面講習）については、従来通りとするが、講習時間は従来の3時間程度（半日講習）を6時間程度（1日講習）とし、考査は行わず、講習のおわりに受講者に受講理解度を確認するため「理解度確認チェックシート」の記入を課す。
- ②登録翌年の業務研修会（任意受講）は、従来通り7会場、講師対面講習とする。
- ③業務調査については、「立入調査」は従来通り、毎年業務実績の多い上位25事務所（2年間で50事務所）を対象に実施し、「関係書類のみの調査」は、計画的には2年間で100事務所を対象に実施する。
- ④平成24年度より適合証明技術者の個別業務のチェックとして、
 - 1) 適合証明書に検査チェックリスト及び確認した関係書類

の添付を義務づけ、融資利用者へ開示すること、また金融機関が適合証明書及び添付された関係書類の内容確認を行う仕組みを導入する。

- 2) 適合証明技術者が適合証明書及び関係書類を作成する場合は、支援機構が開発・運営するサイトで作成する仕組みを導入し、必要箇所を入力しないと書類が発行できない仕組みを導入する（システム開発・運営・管理は支援機構が行う）。

⑤登録料、受講料の改定については、慎重かつ十分な検討を行う。

⑥セーフティネットとしての適合証明業務に係る賠償責任保険については、任意加入を前提に支援機構において損保会社と商品化の検討を進める。

協議の結果、以上の平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度の見直し内容については、資料7の通り理事会に提案することとした。

なお、登録料、講習料等の費用に係る事項の支援機構との協議については、総務・財務委員長等と相談しつつ、早急に支援機構と検討・協議を行うこととした。

8) 平成23年度会費減免申請について

大内総務・財務委員長から平成23年度会費減免申請について資料8により、次の趣旨の説明がなされた。

6月の総会において大規模な災害等に伴い、構成員が業務ができない等の理由により、単位会が当該構成員の会費を減額又は免除した場合、日事連においてもそれらの事情を考慮し、その会費（構成員割会費）の減額又は免除をすることができるよう、会費規程を改正した。今般、岩手会及び福島会の2会から、東日本大震災で被災し、単位会の会費を免除した会員に係る構成員割会費（岩手会17事務所、福島会11事務所）についての当該構成員の会費免除申請書が罹災証明書の写し等を添えて提出された。なお、宮城会は必要書類が整った段階で追って申請するとのことである。

協議の結果、岩手会及び福島会の構成員割会費に係る平成23年度会費減免申請について資料8のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

9) 建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

八島建賠保険等調査専門委員長から建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について資料9により、次の趣旨の説明がなされた。

同専門委員会では、建賠保険についてその課題、改善について検討を行っているが、会員事務所の加入促進を図るにあたり、会員と非会員の差別化、会員の補償の拡充等を図ることが重要と考え、会員の補償の拡充等を検討してきた。

平成24年度より会員向けに以下の補償の拡充等を行いたい。

①地盤起因損害（地盤の沈下、隆起などに起因する事故による損害）に関する補償拡充

現行の建賠保険においては地盤に係る事故については補償金額が50%に制限されている。これを会員に限り、保険料の値上げをせずに60%に引き上げる。

②事故割増規定の緩和

現行の建賠保険では事故件数に応じて保険料の事故割増規定が適用され、1件100%、2件200%、3件300%となっておりこれが5年間続くことになる。このため高額の保険料を支払っている事務所において事故が起きた場合において保険金を請求しにくい状況となっている。このことを勘案し、保険料30万円以上の会員事務所に限り、保険料に応じて段階的に事故割増率を削減する。

③建築士事務所を廃業した場合の新たな保険

会員として建賠保険に加入している事務所が建築士事務所を廃業した後も廃業する前に行った設計業務に起因する事故による損害賠償を補償する新たな保険を提案する。

1) 契約者・・・廃業事務所の開設者又はその使用人の代表者

2) 補償対象・・・廃業前に継続して建賠に加入していた期間中に行った設計業務に起因する事故が、保険契約の期間中に日本国内で発見された場合

3) 保険期間・・・5年間

4) 保険料水準・・・廃業する直前の「設計・工事監理料×2か年分」に保険料率をかけたものとする。

また、建賠保険の内容が現行のパンフレットではわかりにくいため、日事連の建賠保険の特色、特約等をわかりやすくまとめた会員向け加入促進パンフレットを正規のパンフレットとは別に新たに作成することとし、現在検討を進めている。建賠保険の内容をわかりやすい概要で伝え、加入への糸口となることを目指すものであり、本年中に作成し、単位会に周知するとともに、必要に応じブロック協議会等で拡充内容の説明を行う予定である。

協議の結果、建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について資料9のとおり、12月通常理事会に提案することとした。

10) 12月通常理事会の議題等について

12月通常理事会の議題等について資料10により協議がなされた。

協議の結果、原案どおり、資料10を12月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(2) 専決事項

1) 第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回臨時総会等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、第114回建築士事務所協会全国会長会議及び一般社団法人への移行申請に係る定款変更を行うために開催する第57回臨時総会等の日程及び運営等について資料11によって説明がなされた。

議事進行役より、同議案の決定について諮ったところ、異議なく平成23年12月5日に第114回建築士事務所協会全国会長会議及び第57回臨時総会等を開催することとし、当日の行事日程及び運営については資料11のとおり、これを決定した。

なお、議事の上半期の事業報告については、通常では専務理事及び各常置委員会委員長が説明することとしているが、12月5日はスケジュールが極めてタイトなため、今回は専

務理事が行うことについて了承された。

(3) 報告事項

1) 設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について

三栖会長及び専務理事から設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る経過報告について資料12によって次の趣旨の報告がなされた。

設計及び工事監理の業の適正化による建築主の利益保護と建築の質の向上をめざし、日事連が提案する建築士事務所法のとりまとめに向けての日事連としての考え方を検討するため、建築設計制度等対応特別委員会のもとに、法律専門家が参画した新法制度検討ワーキンググループを設置し、提案の具体的内容について検討を行っている。これまでに13回のワーキンググループを開催した。また、検討の内容や状況等については、本年5月から6月にかけて、常任理事会、通常理事会、全国会長会議で報告を行った。また、ワーキングでの検討にあたっては関係団体の意見や考え方を聞きながら進めることが重要であることから、(社)日本建築士会連合会、(社)日本建築家協会と勉強会を開催し、意見交換を行いつつ検討を進めている。なお、他会は建築士法から独立した建築士事務所法の必要性や新たな法的整備について消極的、あるいは否定的な意見も出ているところである。日事連としては、内部への周知として10月から11月にかけてすべての常置委員会で現在の検討経過の報告・説明を行った。今後は、12月の理事会及び全国会長会議で検討経過の報告等を行い単位会、構成員事務所から意見を求めるとともに、他団体及び国交省等との意見交換を行う予定である。

以上の意見交換等をふまえて日事連としての考え方をとりまとめ、平成24年3月を目途に報告書としてとりまとめる予定である。

2) UIA2011東京大会における日事連・東京会共催イベントの実施結果について

専務理事より、UIA2011東京大会は9月26日から28日まで開催され、世界110カ国から5,100余

名が参加(うち、海外1,900名)した。日事連・東京会共催イベントについては、シンポジウムの参加者は195名、建築士事務所訪問ツアーの3日間の参加者合計は93名(うち外国人参加者46名)であって、概ね好評であった。共催イベント実施経費は438万円となっている旨の報告が資料13によってなされた。

3) 会員・構成員異動報告

平成23年9月末日及び10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料14の通り。

平成23年9月30日現在 正会員46団体

構成員15,165事務所、賛助会員4社

平成23年10月31日現在 正会員46団体

構成員15,148事務所、賛助会員4社

4) 後援名義等使用の催物及び経過報告について事務局よりそれぞれ資料15、資料16により報告がなされた。

<配付資料>

資料1-1:平成23年度上半期事業報告書

資料1-2:平成23年度上半期収支報告書

資料2:一般社団法人移行にかかわる公益目的支出計画等について

資料3:一般社団法人移行申請に伴う定款変更の承認の件

資料4:平成24・25年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の申し合わせ事項

資料5:「建築士定期講習」の平成24年度からの受講料見直しについて(案)

資料6:平成24年度以降における「管理建築士講習」の実施方針等について

資料7:平成24年度の住宅金融支援機構適合証明業務登録制度について(案)

資料8:平成23年度会費減免申請について

資料9:建築士事務所賠償責任保険の会員向け補償の拡充等と加入促進パンフレットの作成について

資料10:平成23年12月通常理事会開催通知

資料11:第114回建築士事務所協会全国会長会議、第57回

臨時総会等の日程及び運営等について

資料１２：設計及び工事監理の業に関する新法制度の検討に係る
経過報告

資料１３：UIA2011東京大会における日事連・東京会共催
イベント実施報告

資料１４：会員・構成員異動報告書

資料１５：後援、協賛名義使用の件

資料１６：経過報告

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成２３年

１２月１９日 新法制度検討WG

２１日 事業企画運営WG

平成２４年

１月１０日 会誌編集専門委員会

１２日 建賠保険等調査専門委員会

■11月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成23年11月1日～11月30日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	1,059	- 1	5,079	20.9	224		21.2
青 森	172		1,082	15.9	35		20.3
岩 手	255	+ 1	1,186	21.5	60		23.5
宮 城	321	+ 2	2,402	13.4	59		18.4
秋 田	167		1,300	12.8	42		25.1
山 形	185	- 1	1,404	13.2	48		25.9
福 島	202	- 2	1,826	11.1	50	+ 1	24.8
茨 城	501		2,480	20.2	141		28.1
栃 木	170		1,637	10.4	86		50.6
群 馬	182		2,074	8.8	92		50.5
埼 玉	567	- 2	5,740	9.9	107		18.9
千 葉	430		4,055	10.6	98	+ 1	22.8
東 京	1,398	+ 7	17,128	8.2	379	+ 6	27.1
神奈川	783	+ 2	6,846	11.4	150	+ 1	19.2
新 潟	290		2,750	10.5	105		36.2
長 野	494		2,514	19.6	116		23.5
山 梨	112		944	11.9	13		11.6
富 山	309		1,404	22.0	56		18.1
石 川	265	+ 1	1,427	18.6	52		19.6
福 井	264		1,104	23.9	58		22.0
静 岡	562		3,718	15.1	140		24.9
愛 知	591		5,673	10.4	128		21.7
三 重	181	+ 1	1,519	11.9	62		34.3
滋 賀	190	- 2	1,306	14.5	37		19.5
京 都	270		2,446	11.0	82		30.4
大 阪	893		7,161	12.5	172		19.3
兵 庫	503		4,074	12.3	121	+ 1	24.1
奈 良	113	- 1	998	11.3	21		18.6
和歌山	113		812	13.9	25		22.1
鳥 取	81		547	14.8	45		55.6
島 根	149		769	19.4	68		45.6
岡 山	450		1,717	26.2	60		13.3
広 島	359		2,690	13.3	117		32.6
山 口	108		1,339	8.1	35		32.4
徳 島	99		1,002	9.9	13		13.1
香 川	102		1,308	7.8	18		17.6
愛 媛	133		1,417	9.4	26	+ 1	19.5
高 知	142		779	18.2	17		12.0
福 岡	507	- 4	4,236	12.0	137	+ 1	27.0
佐 賀	183		682	26.8	29		15.8
長 崎	241		989	24.4	42		17.4
熊 本	227		1,527	14.9	83	+ 1	36.6
大 分	196		1,052	18.6	35	- 1	17.9
宮 崎	129		1,234	10.5	62		48.1
鹿児島	320		1,492	21.4	81		25.3
沖 縄	185	+ 4	1,313	14.1	47		25.4
計	15,153	+ 5	116,182	13.0	3,674	+ 12	24.2

※建築士事務所登録数は平成23年3月末日現在の数字である。